

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	モルガン・ルイス & バッキアス法律事務所 弁護士 伊東 成海
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目4番1号丸の内ビルディング16階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年4月23日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社デジタルガレージ
証券コード	4819
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー (Lazard Asset Management LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ロックフェラープラザ30番地
事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 弁護士 伊東 成海
電話番号	03-4578-2500

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年4月15日
訂正箇所	下記参照

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 1